

第4回 名古屋市大都市制度有識者懇談会 発言概要

区分	主な発言
岩崎氏	○ 地域ニーズが多様化し、財政上の制約がある中、住民自治の仕組みを考えるにあたっては、まず地域の実態を把握することから始める必要がある。 ○ 地域ニーズに対してきめ細かく対応するためには、全てを市役所で対応しようとするのではなく、地域住民が自分たちでできることと、できないことの仕分けができる住民組織をつくる必要がある。 ○ 指定都市には、市（本庁組織）と住民の間に区役所があるので、そこで地域課題をまとめ上げる必要がある。その解決にあたっては、住民組織を支援できる区役所であるべきであり、その区役所が動きやすくなるよう支援できる本庁組織であるべきである。 ○ 大都市には、小学校区程度のコミュニティから圏域を牽引する広域行政までを見通す役割が求められている。 ○ 市の統治機構を変えるだけで、地域ニーズに対して適切な対応ができるようになるわけではない。区役所が地域活動の意義を理解し、地域が議論する場を提供できるようになる必要がある。 ○ 区役所が地域において多様な役割を果たすためには、区役所の中に企画機能が求められる。現在の区役所は、対人サービス機能が中心で、市役所の総合出先機関のような位置づけになっている。 ○ 人口減少社会を迎え、住民ニーズが多様化する中で、地域住民も考え方を変える必要がある。区役所には、地域住民を変える能力が求められる。

区分	主な発言
江口氏	○ 大都市行政を展開する中で、区の適切な位置づけを検討することは非常に重要なことである。 ○ 市民は、区ではなく、基礎自治体である市に対して強い帰属意識を持っている。また、名古屋市民である以上は、（区ごとにサービスが異なるのではなく、）市全体の均質的なサービスが維持されることを望んでいるはずである。そのため、単純に区役所の権限を高めていくことがいいのかは疑問である。 ○ 区役所が独自性を発揮できる部分は、まちづくり分野に限られるのではないか。 ○ 住民自治の強化にあたっては、より住民のニーズを直接拾うことができる単位として小学校区ぐらいを念頭に置くべきではないか。 ○ 区役所でなければ地域ニーズを拾うことができないという主張には疑問がある。本庁組織の中に地域ニーズに総合的に対応する部署があってもいいし、既存の本庁組織において住民ニーズを拾う方法も考えられるのではないか。 ○ 名古屋市が特別自治市になり、区の位置づけを強めるのであれば、現状の区の数が適切なのかも考える必要がある。特別自治市においては、本庁組織が名古屋大都市圏の企画戦略を担い、区役所が地域戦略を担うことが望ましい。 ○ 住民ニーズは住民の属性によってある程度集約されることから、同じ特徴を有する区同士で一緒に地域戦略を考えていくことが効率的である。

区分	主な発言
木村氏	○ 個人の属性や嗜好の違いから、同じサービスを提供しても人によって満足度が異なるため、地域や住民のニーズを把握することは、効率的なサービス提供を行う上で重要な意味を持つ。また、こうしたニーズに対応するという点では、住民に身近な区役所が果たす役割は大きい。 ○ 住民の多様性を受け入れることは大都市の役割の1つであるが、持続的な経済成長が期待できない成熟社会においては、多様性を受け入れることが、成長のために必要な新しい知識や技術を蓄積することにつながるため、望ましいことである。 ○ 一方で多様性は、サービスの提供側にとって効率的なサービス提供を難しくする要素にもなる。区の特性を活かしたサービスを提供するためには、住民ニーズを汲み取ることが重要であり、そのための権限や予算も必要になる。 ○ 区ごとにサービス水準が異なる場合、区に比較的同質な人が集まり、結果として効率的なサービス提供が可能になるという考え方もあるので、サービス水準のばらつきは必ずしも否定されるものではない。最低限の社会保障は画一的であるべきだが、それ以外の分野は区ごとに差があってもいいのではないかな。 ○ 区役所の権限を強化する際は、現行の区に公選区長や区議会がないことから、住民ニーズをどのように汲み取るのが問題となる。また、課税権がなく、財政面の責任もないため、制度の拡充が必要不可欠である。 ○ 市全体で画一的なサービスを提供するのではなく、住民がある程度自立的にサービスを選択していく時代になるのではないかな。そうすれば、名古屋市全体で見た時には、ある程度多様な公共サービスの供給が可能になるのではないかな。

区分	主な発言
林氏	○ 行政運営においては、「効率性の追求」と「地域ニーズへの対応」はトレードオフの関係と言われるが、地域ニーズへ対応は意思決定段階の話であり、効率性の追求は執行段階の話なので根本的に異なる。だから、意思決定は全市的に行いつつ、執行を区単位としても問題はない。 ○ 指定都市は人口が多いため、どのように住民ニーズを把握するかは重要だが、区単位で分割してしまうとその区以外の声が聞こえにくくなる。ある区が拾ったニーズが他区とトレードオフの関係にある場合、1つの区だけで意思決定をしていいのか疑問である。 ○ 区の独自性と市全体の均質的なサービスのバランスに留意する際は、「均質的」の意味を明確にする必要がある。 「均質的」と一口に言っても、全市的に同水準にする場合、全市的な最低水準だけ決めて区ごとに自由に上乗せする場合など、一概には言えない。そこを決めておかないと、答えも変わってくるのではないかな。 ○ 住民自治における地域活動との向き合い方は、先に仕組みをつくってそれに合わせる方法と、既存の取組みを継続させるために区役所が支援する方法の両方が考えられる。 ○ 大都市が現在直面する問題を解決するために、現行の枠組みで行くのか、新たな制度をつくるのかという議論が必要だが、その中で、区役所が担う役割と地域住民が担う役割を整理していく必要がある。 ○ まずは、市役所と区役所の役割・機能分担を考える必要がある。そこで区役所の役割や権限、意思決定方法が決まらないと、行政区のあり方も定まらないのではないかな。

区分	主な発言
辻氏	○ 名古屋市が目指すべき姿を議論する際は、指定都市制度の延長線上で考えるべきことと、特別自治市制度の中で考えるべきことを分けて考えるべきである。 ○ 特別自治市制度を創設した場合の留意点として、県議会に代わる住民自治の仕組みを制度上どのように担保するのかが挙げられる。区長公選まではいかないものの、現行制度より充実した区単位の住民自治が制度設計上求められている。 ○ 地方制度調査会においては、区に法人格を持たせる場合は都構想を基本とする一方で、特別自治市は現行の行政区の延長線上で考えることとされたので留意する必要がある。その考え方に立つなら、名古屋市が特別自治市を目指す場合、名古屋市全体に包含される行政区として、住民自治の充実を考えていく必要がある。 ○ 住民の要望は、身近な区役所のサービスの充実よりも、市全体の一体性・効率性の確保や無駄の排除の方が強いだろうから、区役所への権限移譲にも限界がある。 ○ 区長の特別職化や区別の常任委員会設置は現行制度の延長線上の範囲だが、名古屋市全体で統一的なサービス水準が求められ、また、区長が権限を持ったとしても区だけで全てを完結できるわけでもないので、権限も限定的にならざるを得ないのではないか。 ○ 区役所は、土木、建築、福祉、保健など全ての業務を担う「ミニ市役所」を目指すのではなく、一律で機能強化を図る分野と集約して効率的に実施する分野など、メリハリをつけることが重要である。